

技術上の基準に対応する事項：第2種製造者（30m³未満）

規則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 資 料 名 有 無	資 料 番 号
一 般 12条	液 石 13条				
第1項 製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準（圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドを除く）					
1号	1号	定置式製造設備：第1種製造者の基準準用			
6-1-1	6-1-1	境界線・警戒標（事業所）			
6-1-3	6-1-7	火気取扱施設との距離 （可燃性ガス、特定不活性ガスの 製造設備）	8m以上（ までの距離： m） 流動防止措置等：		
6-1-6	6-1-9	可燃性ガス、特定不活性ガス貯槽 の識別措置			
6-1-9	6-1-12	製造設備を設置する室の滞留し ない構造 （可燃性ガス、特定不活性ガス）			
6-1-10	6-1-13	気密な構造（可燃性ガス、毒性 ガス、酸素のガス設備）			
6-1-11	6-1-17	耐圧・気密試験（高压ガス設備 ）			
6-1-12	6-1-18				
6-1-13	6-1-19	十分な強度（高压ガス設備）			
6-1-16		貯槽の沈下状況測定及び措置			
	6-1-20	地震の影響に対して安全な構造 （塔槽類・配管・支持構造物・ 基礎）			
6-1-19	6-1-21	圧力計、安全装置（高压ガス設 備）			
6-1-20	6-1-22	安全弁等放出管開口部の位置			
6-1-22	6-1-24	液面計（液化ガス貯槽） 破損時の漏えい防止措置（可燃 性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス）			
6-1-23		不活性ガス置換の方法（特殊高 圧ガス、五フッ化ヒ素等の製造 設備）			
6-1-26	6-1-27	電気設備の防爆性能 （可燃性ガスの高压ガス設備）			
6-1-31	6-1-29	ガス漏えい検知警報設備 （可燃性ガス、毒性ガス、特定 不活性ガスの製造施設）			
6-1-33		識別措置・危険標識 （毒性ガスの製造施設）			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 資 料 名 有 無	資 料 番 号
一 般 12条	液 石 13条				
6-1-35		配管等の接合方法（毒性ガスのガス設備）			
6-1-36		配管の二重管等（特殊高圧ガス五フッ化ヒ素等、その他一部の毒性ガスのガス設備）			
6-1-37		除害措置（特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、その他一部の毒性ガスの製造設備）			
6-1-38	6-1-30	静電気除去措置 （可燃性ガス、特定不活性ガスの製造設備）			
6-1-39	6-1-31	防消火設備（可燃性ガス、酸素、三フッ化窒素の製造施設）			
6-1-39 の2		消火設備（特定不活性ガスの製造施設）			
	6-1-35	容器置場・充填容器等の基準			
	イ	・容器置場の明示・警戒標			
	ロ	・容器置場は二階建以下			
	ハ ニ	・置場距離 ・障壁の設置	第1種置場距離＝ m （第1種保安物件（ ）までの距離： m） 第2種置場距離＝ m （第2種保安物件（ ）までの距離： m）		
	ホ	・充填容器の直射日光を遮るための措置			
	ハ	・滞留しない構造			
	ト	・二階建容器置場の構造			
	チ	・消火設備			
2号	3号	移動式製造設備：第1種製造者の基準準用			
8-1-1	9-1-1	引火性、発火性の物の付近にないこと（製造施設）			
8-1-2	9-1-2	警戒標（製造施設）			
8-1-3	9-1-3	耐圧・気密試験（高圧ガス設備）	機器等一覧表のとおり。		
		十分な強度（高圧ガス設備）	強度計算書のとおり。		
8-1-4	9-1-4	消火設備 （可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素の製造施設）			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 12条	液 石 13条				
第2項 製造方法の技術上の基準					
1号	1号	火気取扱場所等から5m以内で しないこと			
2号		第1種製造者の基準準用			
6-2-1イ		・安全弁等の止め弁の全開			
ハ		・圧縮の基準			
ニ		・希釈剤の添加 (アセチレン)			
ヘ		・バルブの開閉 (三フッ化窒素)			
6-2-2ロ		・継ぎ目なし容器への充填時 の音響検査			
三		・アセチレン充填時の措置			
ホ		・酸化エチレン充填時の措置			
ト		・三フッ化窒素充填時の場所			
6-3-3イ		・アセチレンの充填			
ロ		・シアン化水素の充填			
ハ		・シアン化水素の充填容器へ の措置			
ホ		・酸化エチレンの充填容器へ の措置			
	4号	液化石油ガス充填時の措置			
	6-2-2				
6-2-4		製造施設の点検・異常確認時の 措置			
6-2-5		ガス設備の修理又は清掃等			
イ		・作業計画、作業責任者			
ロ		・ガス設備の修理時の危険防止 措置 (可燃性ガス、毒性ガス、 特定不活性ガス、酸素)			
ハ		・ガス設備開放時の危険防止措 置			
ニ		・漏えい防止措置			
ホ		・ガス設備の作動確認			
6-2-6		バルブに過大な力を加えない措 置			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 12条	液 石 13条				
6-2-7		エアゾールの製造の基準			
イ		・毒性ガスの使用禁止			
ロ		・人体使用の可燃性ガス禁止			
ハ		・材料制限、耐圧性能等			
ニ		・引火物等の制限			
ホ		・防火上有効な措置			
ハ		・作業に必要な物以外の設置制限			
ト		・内圧、充填量の制限			
チ		・容器転倒時の転倒台の使用			
リ		・気密性能			
ヌ		・注意事項の明示			
6-2-8	4号 6-2-7	容器置場及び充填容器等の基準			
イ	イ	・充填容器、残ガス容器の区分貯蔵			
ロ		・可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素 液化石油ガスの区分貯蔵			
ハ	ロ	・計量器等以外の設置制限			
ニ	ハ	・火気等の禁止 (不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)、空気を除く)			
ホ	ニ	・温度40℃以下に保つ措置			
ハ		・温度65℃以下に保つ措置 (圧縮水素運用自動車用容器)			
ト	ホ	・転落、転倒、バルブの損傷防止措置			
チ	ハ	・置場への携帯電灯以外の持込禁止(可燃性ガス)			
3号		酸素、三フッ化窒素充填時の措置			
4号		容器等の加熱時の方法			
5号		シアン化水素の移充填時			
6号	3号	移動式製造設備では車両に固定した容器には充填しない			